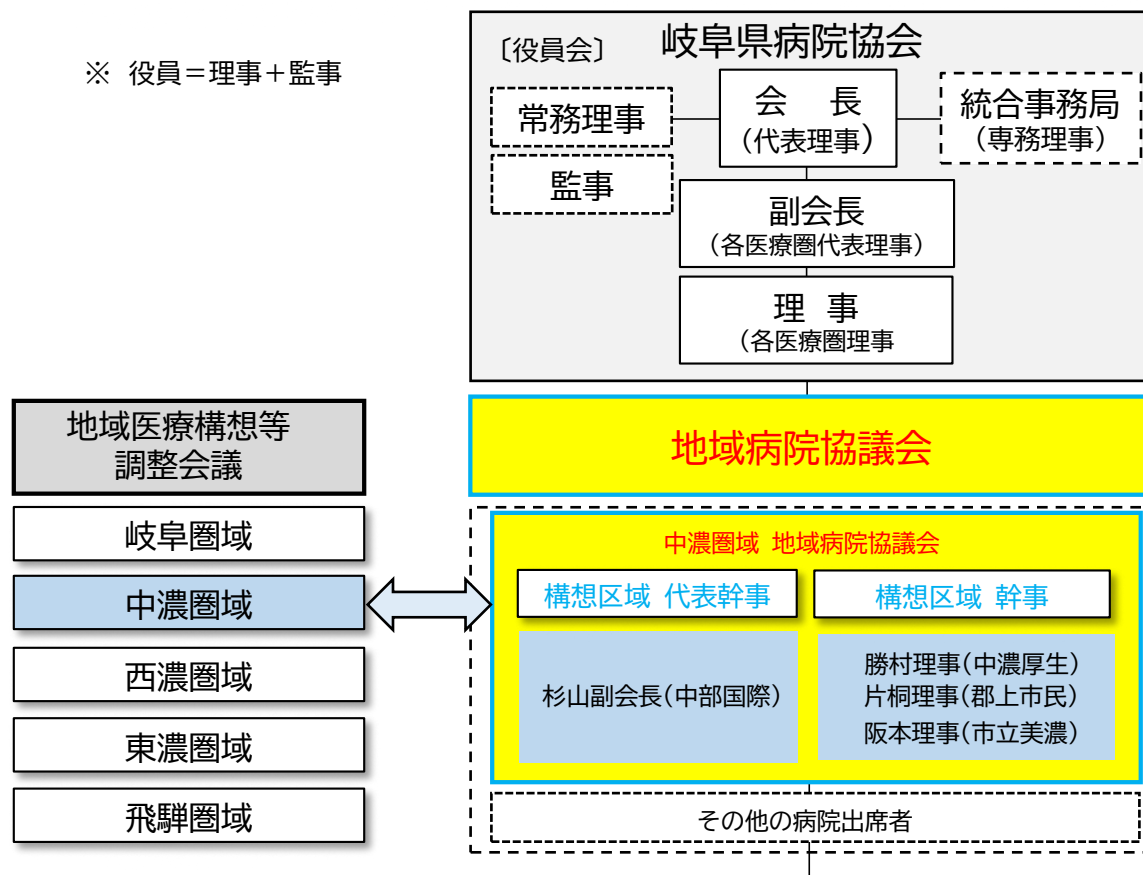


組織図

(地域医療構想等調整会議と地域病院協議会の関係)

※ 役員＝理事＋監事



地域医療構想等調整会議への病院出席者
岐阜県病院協会会長が推薦し県が任命する病院長

- 岐阜県病院協会からの出席者
 - ・ 岐阜県病院協会会長
 - ・ 岐阜県病院協会会長が推薦する役員 2名
- 各地域病院協議会代表幹事・幹事

手上げ方式で自主的に設立

※ 仮想協議会 = 未設立
カッコ内は代表

地域病院協議会の設置と活動

1. 岐阜県病院協会は、地域医療構想等調整会議の委員に、当該構想区域の協会役員（理事及び監事）（以下、協会役員）および、その他に適切と判断した病院代表者を推薦する。
2. 岐阜県病院協会は、協会役員により構成された地域病院協議会（以下、協議会）を介して、県および県医師会と連携し地域医療構想を推進する。
3. 協議会は、構想区域単位で設置し、当該構想区域に属する協会役員により構成され、当該役員を当該協議会の幹事とする。
4. 幹事のうち1名を構想区域代表幹事とし、岐阜県病院協会副会長がこれにあたる。
5. 代表幹事は、幹事と協力して当該構想区域の病院間協議組織を支援し、協議内容を地域医療構想等調整会議に報告し課題解決に取り組む。
6. 病院間協議組織とは、岐阜県病院協会の会員病院が、手上げ方式で自主的に設立した組織を指す。
各病院間協議組織は原則として代表1名を選出する。

病院間協議組織の設立・運営に関して、当該構想区域の代表幹事もしくは幹事に支援を申し出ることができる。

代表幹事もしくは幹事は、支援の申し出があった場合は、協力して、適切な支援体制（コーディネーター、自治体等のステイクホルダーの参加等）を整備し運営を支援する。

7. 各協議会は、病院間協議組織の活動状況や要望事項について、岐阜県病院協会と情報共有する。

岐阜県病院協会会長は、これを適切な要望等に繋げるものとする。